

千葉県木更津市貝渕 3 - 1 3 - 3 4 TEL 0 4 3 8 (2 5) 1 3 1 1 FAX 0 4 3 8 (2 2) 4 3 0 2 発行責任者 所長 五十嵐 信昭

① 身体的な攻撃 (暴行・傷害)

- ② 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③ 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④ 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑤ 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を 命じることや仕事を与えないこと)
- ⑥ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)≪令和2年厚労省告示第5号「指針」より≫

職場におけるパワハラと判断する際の留意点

業務上の指導・注意なのかパワハラなのかを判断する基準は、それが業務上必要な指導の範囲であることが、 客観的に見て認められるかどうか。

業務上必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、これらが業務上の適正な範囲で行われている場合には、パワハラには当たりません。

上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、職務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められます。

≪厚生労働省ホームページ より≫

1 行為の表現・回数・態様等によってパワハラと判断される

パワハラに当たるかどうかについては、その行為の表現や回数、態様などによって判断されます。例えば、1回の叱責や注意であっても、明らかな人権侵害に当たる暴言である場合はパワハラと言えます。また、一見些細な発言であっても、特定の個人に対し、長期にわたって繰り返し行われ、精神的ダメージを与える場合もパワハラと判断されます。行為の継続性の有無も重要なポイントになります。

2 業務の範囲を超えた注意・指導はパワハラとなる

業務を遂行する上で行われる指導や注意については、個人の受け取り方によっては不満を感じる場合がありますが、そのことをもってパワハラと判断することはできません。

しかし、その注意や指導の内容が明らかに業務の範囲を超えた「嫌がらせ」や「いじめ」などである場合は パワハラと判断されることがあります。

3 いろいろな人間関係においてパワハラは行われる

パワハラは、管理職から教諭等教職員に対して行われるものとは限りません。同僚間など地位が対等な者同士の間で行われるものや、教諭等が管理職に対してあざけり、罵るなどの行為に及ぶ場合もパワハラと言えます

また、職場において、臨時的任用講師や各種会計年度任用職員等に対する差別発言など、人権を侵害する非常識な言動もパワハラとなります。

4 勤務時間外においてもパワハラは行われる

勤務時間外、職場外におけるプライベートな時間帯であっても、職場における人間関係が持ち込まれているような場合は、その場における言動によって職場環境を害するおそれがあり、パワハラとなることがあります。

≪富山県学校職員パワーハラスメント防止マニュアル より≫